

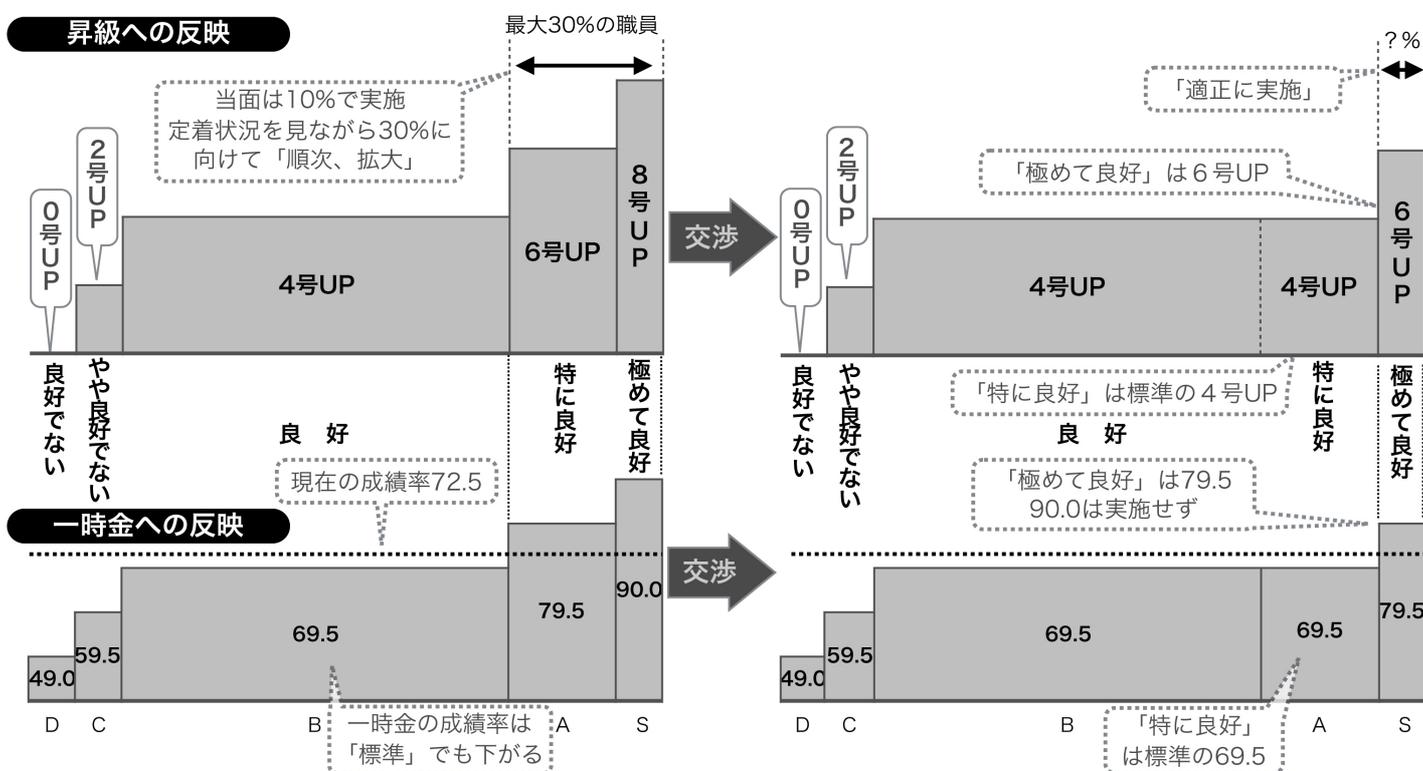
# 人事評価制度 上位区分を圧縮

## 県教委、職場の同僚性破壊を危惧

2月26日、中村教育長は高教組を始めとする教職員組合4団体に対して、新たな「人事評価結果の給与反映の実施」方法を提示しました。再提示案ではS評価（「極めて良好」）の8号昇級を廃止するなど上げ幅を圧縮して、職員の同僚性（協力しながら仕事ができる体制）を破壊しないよう配慮されました。組合側が交渉の中で再三にわたって主張してきたことが一定程度受け入れられた形です。人事評価制度については、4月実施に向けて評価基準等についての協議がぎりぎりまで続けられる予定です。

12月22日提示案

2月26日再提示案



### 上位区分はS「極めて良好」だけ

新たな提案では、A「特に良好」を6号昇級から4号昇級とし、ボーナスの成績率も標準の69.5としました。これにより、A「特に良好」は給与上の優遇が与えられる「上位区分」から外されました。唯一S「極めて良好」だけが「上位区分」として残りましたが、昇級は8号から6号へ、ボーナスの成績率は90.0から79.5に引き下げられ、上下の差は圧縮されました。また、上位区分の人員の割合に関しては、最終的な制限枠を30%程度とし、始めは10%からスタートして「制度の定着状況を見ながら、適用範囲を順次、拡大していく」と説明していましたが、再提案では「定

着状況を見ながら、適正に実施していく」と修正しました。中村教育長も「必ずしも拡大ありきではない」と人員枠30%を目標としないことを明らかにしています。

### 評価基準の厳格化でSは限定的

2月10日に教職員課から「評価基準」案が提示されました。その内容を見ると上位区分とされるSは、能力評価では「全国レベルの研修会等の講師として推薦できる」「全国的な表彰候補者として推薦できる」など極めて限定的な内容になっています。この基準だと、おそらくSの職員は1%未満であろうと思われます。今後は部活動などの時間外勤務を評価しないこと、公正な不服申立て制度の整備などを中心に詰め協議をしていきます。